

## 重要事項説明書

( 第1号訪問事業 )

訪問介護相当サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者

名 称	和 同 会
所 在 地	山口県宇部市大字際波字東河田287-1
法 人 種 別	医 療 法 人
代 表 者 職 名	理事長 高 橋 幹 治

### 2. ご利用の事業所

名 称	医療法人和同会 宇部西ヘルパーステーション
所 在 地	山口県宇部市大字際波字東河田287-1
管 理 者 の 氏 名	岩 本 恵 美 子
電 話 ・ F A X 番 号	Tel (0836) 45-1221 ・ Fax (0836) 45-1224
指 定 事 業 所 番 号	3570200810

### 3. 事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的	利用者ができる限り要介護状態とならないで、自立した日常生活を営むことが出来るよう訪問介護相当サービスを提供します。
運 営 の 方 針	① 利用者の心身機能の改善・環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。 ② 利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めます。

### 4. 秘密保持

秘 密 保 持	① 正当な理由がない限り、利用者及び家族に対するサービスの提供に当たって知り得た秘密は漏らしません。また、従業員でなくなった後も、その秘密は漏らしません。 ② サービス担当者会議などにおいて、サービス計画の作成などのために限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者及び利用者の家族の同意を得ます。
---------	--

### 5. 職員の職種、人数及び職務体制

従 業 者 の 職 種	員 数	勤 務 形 態	保 有 資 格
管 理 者	1 名	常勤兼務・8:30~17:30	
サービス提供責任者	2 名	常勤専従・8:30~17:30	介護福祉士
訪 問 介 護 員	0 名	常勤専従	
	2 名	非常勤専従	介護福祉士、初任者研修終了者

### 6. 営業日

営 業 日	毎週日曜日から土曜日（盆、年末年始を除く）
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分

\*但し利用者の実情に応じ、標記時間以外にもサービスを提供する場合があります。

## 7. 通常の事業の実施地域

実 施 地 域	宇部市
---------	-----

## 8. サービスの内容

サ ー ビ ス の 内 容	① 利用開始に当たり、利用者の心身状態を把握します。 ② 個々のサービスの目標・内容・実施期間を定めた個別計画を作成いたします。 ③ 個々の計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。 ④ モニタリングの結果を介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者へ報告いたします。
---------------	---

## 9. 利用料（要支援1・要支援2ともに）

基 本 部 分	● 週1回程度の利用が必要な方 11,760円（1月につき） ● 週2回程度の利用が必要な方 23,490円（1月につき） ※ 事業所と同一建物の利用者又これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 基本部分×90/100
加 算 部 分	● 初回加算 2,000円（1月につき） ● 介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位数の14.5%

\*ご利用が法定代理受領サービスの場合、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とします。

但し、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額的全額をご負担いただきます。

## 10. 苦情など申立先

\*どのようなことでもお申し出ください。迅速、適切、丁寧に対応いたします。

直接、当施設に申し出しにくい場合等には、第三者委員においても受付をいたします。

当 事 業 所 利 用 相 談 室	利用時間 毎週月曜日から金曜日（祝日、盆、年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時30分 利用方法 電話 (0836)45-1221 又は当事業所にて面接、もしくは訪問いたします。 解決方法 苦情解決にあたっては、事業所で定められた苦情解決マニュアルにそって適正にすすめていきます。 担 当 者 岩本 恵美子
宇 部 市 受 付 窓 口	担 当 宇部市役所 介護保険課 電 話 0836-34-8396
国民健康保険団体連合会 受 付 窓 口	担 当 介護保険課 苦情相談班 電 話 083-995-1010

## 11. 事故発生時の対応

事 故 発 生 時 の 対 応	利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、ご家族、及び居宅介護支援事業者等に、速やかに連絡するとともに、必要な措置を行います。
-----------------	--

損害賠償	サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、その賠償の責を負うものとします。
再発防止	事業所で定めた事故発生管理マニュアルにより、原因解明及び再発防止対策を必要に応じて講じます。

#### 12. 緊急時の対応

緊急時の対応	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合、必要に応じ臨時応急の手当を行うとともに、主治の医師へ連絡をとり、指示を求めます。また、別紙同意書の連絡先に連絡いたします。
--------	--

#### 13. 非常災害対策

非常災害対策	別途作成された宇部西リハビリテーション病院の計画に準じて行います。
--------	-----------------------------------

#### 14. 虐待防止に関する事項

虐待防止	サービス提供中に、事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、関係市町村等に通報をすると共に必要な措置を講じます。
------	---

#### 15. 事業者名及び重要事項説明者

訪問介護事業者 医療法人和同会 宇部西ヘルパーステーション 管理者 岩本 恵美子 ㊞	重要事項説明者 氏名.....㊞
--	---------------------